



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21
林社会保険労務士事務所 東京会

所長 林 弘嗣

職場で带状疱疹に感染

■ 災害のあらまし ■

金融機関に勤務する職員が、带状疱疹を発症した上司と約2m離れた席で業務を行っていたところ、水痘に感染し、髄膜炎、てんかん、過度の眠気の出る「ナルコレプシー」などの神経疾患を併発した。

■ 判断 ■

医師らの意見を踏まえ、「感染以前はてんかんやナルコレプシーの症状がなく、带状疱疹ウイルスにより感染した水痘に起因した髄膜炎が原因であり、市中感染の可能性は低く、業務中に感染した水痘に起因しててんかん等を発症した」と判断され、業務上災害と認定された。

■ 解説 ■

水痘および带状疱疹は、水痘・带状疱疹ウイルスの再活性化によって引き起こされる皮膚疾患であり感染症である。強い痛みや神経障害を伴うことがあり、多くの場合、加齢や免疫力の低下が発症の原因とされている。近年では業務上の過度のストレスが引き金となるケースも報告されている。

本件は、業務によるストレスを原因とするものではない。带状疱疹を発症した上司と近距離で勤務を行っていたことでウイルス感染し、水痘を発症し、複数の神経疾患を併発した事例であり、ウイルス感染による労災認定の可能性を示す事例となる。

労働基準監督署は当初、「てんかんなどは業務に起因していない」として労災給付の不支給決定をした。これに対し、被災者は、ウイルス感染による水痘に起因する髄膜炎によりてんかんなどが発症したとして、地裁に不支給決定の取消しを求めたところ、労災認定された。判決理由では、医

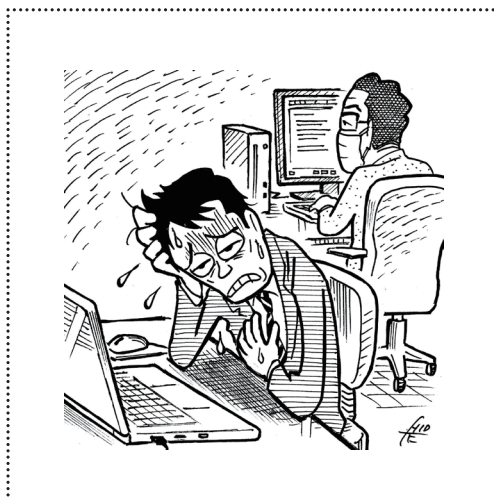
第384回

師らの意見を踏まえ、「感染以前はてんかん等の症状はなく水痘に起因する髄膜炎が原因である」と認定し、「水痘について市中感染の可能性は低く、業務中に感染した」と判断している。

この事例から、職場以外で带状疱疹・水痘に感染する可能性がなく、職場で感染したことが明確である場合は、業務に起因した感染として、労災認定される可能性があることが分かる。疾病が労災として認定されるためには、業務と疾病の間に医学的な因果関係が認められる必要がある。带状疱疹や水痘の発症が感染によらない場合、ウイルスの再活性化が主な原因であるため、業務によるストレスが再活性化を促したと医学的に証明しなければならぬ。しかし、ストレスと带状疱疹の因果関係を直接的に証明することは困難であり、労災認定には高い壁がある。

業務ストレスにより带状疱疹を発症したとして労災申請したケースで、不支給となった事例がある。この事例は、システム不具合や新入社員指導などにより業務負荷が発生し、精神的に追い込まれ带状疱疹を発症したとして、労災請求をしたケースである。被災者は、精神障害を発病させるほどの業務により、強度の心理的負荷が潜伏している水痘・带状疱疹ウイルスを再活性化させ、带状疱疹を発症させたと主張し、再審査請求を行った。

このケースにおける医師の意見として、ある医師は、带状疱疹の一般的な発症原因は、「疲労などにより免疫力が低下すると発症する」とし、本件について「誰にでもなる疾患であるため、特に時期など関係なくストレスや疲労などにより免疫力が低下すると発症しやすくなる」と述べ、別の医師は、「発症原因は不明」と述べている。



労働保険審査会は、このような医学的意見を踏まえ、本件の带状疱疹は、水痘・带状疱疹ウイルスによるもので、発症のメカニズムとして、小児期に潜伏感染したウイルスが、長期間を経た後に再活性化して発症に至るものとし、一般的に、免疫力、免疫機能が低下した際に発症しやすくなるものと認められるとしている。そのうえで、ストレスや疲労などによる免疫力の低下が発症に影響した可能性はあるが定かではないとし、業務による強度の心理的負荷を受けていたとしても、業務と本件疾病との間に相当因果関係を認めることはできないとして、労災として認めなかった。

このように、带状疱疹・水痘は、「業務中にウイルスに感染したもの」と考えられる場合と「業務中のストレスによるもの」と推定される場合がある。前者は、感染者との距離が近く、市中感染の可能性がほぼほぼないような場合は労災認定される可能性が高いといえる。一方、後者は、因果関係の証明が難しいこと、他の要因（加齢や免疫力低下）が関与している可能性が高いため、認定されることはかなり難しいものと考えられる。

www.srup21.or.jp